

学童保育所の現状

～上尾市総合教育会議資料～

令和7年8月
こども未来部

1. 制度の違い

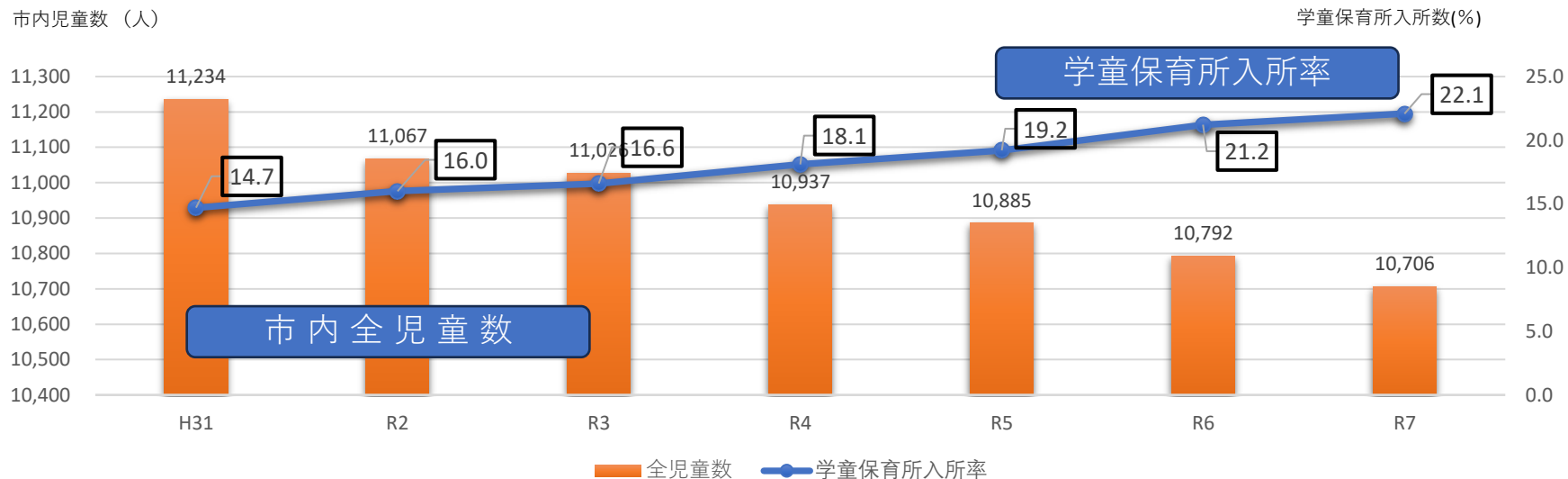
	放課後児童クラブ (通称：学童保育所)	放課後子供教室
根拠法令	児童福祉法（こども家庭庁）	根拠法令なし（文部科学省）
目 的	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	すべての子供を対象として、放課後に安心、安全な居場所を提供する。
対象年齢	小1～6	同左
入所条件	共働き家庭などの小学校に就学している児童等	なし

以下は上尾市の例

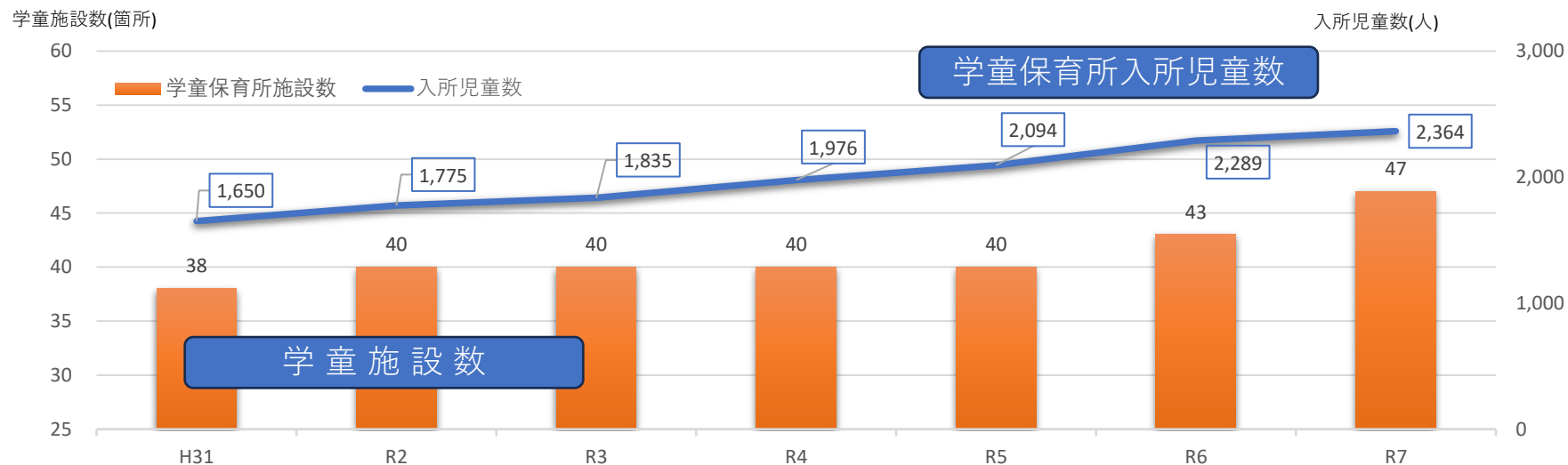
受入日/時間	月～金曜日（下校～19時） 土曜日、夏・冬・春休み（8時～19時）	学校給食がある日の火曜日、木曜日 週1日、年間約28日（1人の生徒あたり）
利用料	小1～3年生：14,000円/月額 小4年生：13,500円/月額 小5、6年生：12,000円/月額	利用料 2,000円/年額 内訳 材料費 1,500円/年額 保険代 500円/年額
か所数	全22小学校区（47か所）	2小学校区（2か所：大石、原市公民館） 各館定員 1、2年生（15名） 3～6年生（20名）
運 営	業務委託（NPO法人あげお学童クラブの会）	直接雇用（会計年度任用職員ほか）
所管課	こども未来部青少年課	教育総務部生涯学習課

2. 上尾市の学童保育所の現状

学童保育所需要と児童数の推移



学童入所児童数と施設数の推移



3. 学童保育所における保育基準

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（設備の基準）

第9条第2項 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

第10条第4項 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。（抄）

（経過措置）

- ・この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業が行われている場所に対しては、第9条第2項の規定は、当分の間、適用しない。
- ・この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業が行われている場所における支援に対する第10条第4項の規定の適用については、同項中「40人」とあるのは、当分の間、「70人」とする。



25人 3.30㎡/人



35人 2.36㎡/人



50人 1.65㎡/人

学童保育所の保育基準

①保育面積1.65㎡

②定員40人

※①②は、令和26年9月以前にある学童保育所は当分の間適用しない

4. 学童保育所の整備が必要となる小学校区（計画策定時点）

出典：上尾市学童保育所整備計画（令和6年度策定）

1. 年度別学童保育所整備：利用実績児童数による予測

別添「資料1-1【当初】学童保育所需要予測（小学校区別）」のうち、「利用実績・一人当たり面積」が、おおむね1.65㎡を下回る学校区について整備を検討。

	中央小	瓦葺小	上平小	平方東	大谷小	今泉小	東小	東町小	合計
令和7年度	2	1	1						4
令和8年度					1	1			2
令和9年度	1								1
令和10年度				1					1
令和11年度	1						1		2
令和12年度									0
合計	4	1	1	1	1	1	1	0	10

2. 年度別学童保育所整備：利用予定児童数による予測

別添「資料1-1【当初】学童保育所需要予測（小学校区別）」のうち、「利用予定・一人当たり面積」が、おおむね1.65㎡を下回る学校区について整備を検討。

	中央小	瓦葺小	上平小	平方東	大谷小	今泉小	東小	東町小	合計
令和7年度	2	1	1	1	1	1	1		8
令和8年度	1							1	2
令和9年度	1								1
令和10年度									0
令和11年度	1								1
令和12年度		1							1
合計	5	2	1	1	1	1	1	1	13

1. 本来は利用予定児童数でみる必要があるが、本市の場合、利用予定と利用実績に1割超のギャップ
利用実績児童数でみても、今後6年間で10カ所の整備が必要（令和6年度の計画策定時）

2. 利用予定児童数でみると、今後6年間で13カ所の整備が必要（同上）

5. 上尾市の学童保育所の現状（令和7年4月）

小学校	名称	経過措置	面積	合計面積	令和7年度4月時点								
					(参考) 小学校 全児童 数	利用申込		利用予定		利用実績			
						利用申込 児童数	利用申込 児童率	利用予定 児童数	一人当たり 面積	利用実績 児童数	一人当たり 面積	利用実績 児童数 (学童ごと)	一人当たり 面積 (学童ごと)
上尾小	上尾小	有	94.40㎡	257.68㎡	531	168	31.64%	141	1.83㎡	120	2.15㎡	55	1.72㎡
	上尾小第二		75.98㎡									32	2.37㎡
	上尾小第三		87.30㎡									33	2.65㎡
中央小	中央小A	有	56.16㎡	324.80㎡	609	199	32.68%	169	1.92㎡	145	2.24㎡	31	1.81㎡
	中央小B	有	60.84㎡									28	2.17㎡
	中央小第二	有	80.00㎡									30	2.67㎡
	【新設】中央小第三		57.80㎡									30	1.93㎡
	【新設】中央小第四		70.00㎡									26	2.69㎡
大谷小	大谷	有	86.80㎡	213.29㎡	575	156	27.13%	133	1.60㎡	123	1.73㎡	57	1.52㎡
	大谷第二	有	73.30㎡									38	1.93㎡
	大谷第三		53.19㎡									28	1.90㎡
平方小	平方小		130.40㎡	130.40㎡	242	39	16.12%	34	3.84㎡	29	4.50㎡	29	4.50㎡
大石小	大石A	有	57.13㎡	259.86㎡	844	169	20.02%	143	1.82㎡	122	2.13㎡	31	1.84㎡
	大石B	有	70.43㎡									38	1.85㎡
	大石第二	有	56.10㎡									27	2.08㎡
	大石第三		76.20㎡									26	2.93㎡
原市小	原市	有	76.20㎡	227.58㎡	532	140	26.32%	120	1.90㎡	110	2.07㎡	46	1.66㎡
	原市第二	有	85.93㎡									35	2.46㎡
	原市第三		65.45㎡									29	2.26㎡
上平小	上平小A	有	82.62㎡	178.73㎡	461	131	28.42%	111	1.61㎡	98	1.82㎡	51	1.62㎡
	上平小B	有	96.11㎡									47	2.04㎡
富士見小	富士見小	有	128.50㎡	242.60㎡	539	161	29.87%	138	1.76㎡	124	1.96㎡	68	1.89㎡
	富士見小第二	有	57.50㎡									25	2.30㎡
	富士見小第三		56.60㎡									31	1.83㎡
尾山台小	尾山台小	有	94.30㎡	94.30㎡	150	40	26.67%	35	2.69㎡	32	2.95㎡	32	2.95㎡
東小	東小	有	102.69㎡	214.19㎡	748	167	22.33%	141	1.52㎡	120	1.78㎡	59	1.74㎡
	東小第二	有	111.50㎡									61	1.83㎡
大石南小	大石南	有	160.00㎡	160.00㎡	235	54	22.98%	47	3.40㎡	41	3.90㎡	41	3.90㎡

小学校	名称	経過措置	面積	合計面積	令和7年度4月時点								
					(参考) 小学校 全児童 数	利用申込		利用予定		利用実績			
						利用申込 児童数	利用申込 児童率	利用予定 児童数	一人当たり 面積	利用実績 児童数	一人当たり 面積	利用実績 児童数 (学童ごと)	一人当たり 面積 (学童ごと)
平方東小	平方東本館	有	70.50㎡	166.87㎡	387	111	28.68%	95	1.76㎡	77	2.17㎡	41	1.72㎡
	分散(学校内)		96.37㎡									36	2.68㎡
原市南小	原市南	有	76.20㎡	155.28㎡	473	115	24.31%	97	1.60㎡	86	1.81㎡	48	1.59㎡
	原市南第二		79.08㎡									38	2.08㎡
鴨川小	鴨川小	有	111.26㎡	209.47㎡	436	124	28.44%	102	2.05㎡	93	2.25㎡	51	2.18㎡
	鴨川小第二		98.21㎡									42	2.34㎡
芝川小	芝川	有	84.40㎡	243.07㎡	567	172	30.34%	144	1.69㎡	133	1.83㎡	47	1.80㎡
	芝川第二	有	74.27㎡									51	1.46㎡
	芝川第三		84.40㎡									35	2.41㎡
瓦葺小	瓦葺小A	有	80.92㎡	148.94㎡	436	123	28.21%	103	1.45㎡	95	1.57㎡	53	1.53㎡
	瓦葺小B	有	68.02㎡									42	1.62㎡
今泉小	今泉小A		81.60㎡	193.75㎡	619	162	26.17%	138	1.40㎡	117	1.66㎡	58	1.41㎡
	今泉小B		63.75㎡									38	1.68㎡
	【新設】今泉第二(こどもの館)		48.40㎡									21	2.30㎡
	分散(こどもの城会議室)		51.80㎡										
西小	西小	有	89.30㎡	155.30㎡	544	117	21.51%	96	1.62㎡	93	1.67㎡	51	1.75㎡
	西小第二		66.00㎡									42	1.57㎡
東町小	東町小A		64.67㎡	253.25㎡	767	171	22.29%	150	1.69㎡	130	1.95㎡	41	1.58㎡
	東町小B		74.78㎡									38	1.97㎡
	東町小第二	有	46.80㎡									26	1.80㎡
	分散(ひかわ幼稚園)		67.00㎡									25	2.68㎡
	平方北小	平方北小										83.42㎡	83.42㎡
大石北小	大石北小A	有	85.41㎡	321.61㎡	670	186	27.76%	157	2.05㎡	145	2.22㎡	38	2.25㎡
	大石北小B	有	86.24㎡									36	2.40㎡
	大石北小第二	有	81.50㎡									37	2.20㎡
	大石北小第三		68.46㎡									34	2.01㎡
上平北小	上平北	有	89.40㎡	89.40㎡	229	49	21.40%	42	2.13㎡	37	2.42㎡	37	2.42㎡

令和7年4月時点で55支援単位のうち

- ・1.65㎡を満たしていない学童保育所：9か所
- ・40人(経過措置ありの場合は70人)を超える学童保育所：4か所

学校長の協力により一時的に体育館や校庭等
を活用し保育を実施

6. 放課後子供パッケージ2025（令和6年12月27日こども家庭庁・文部科学省）

こども家庭庁

放課後児童対策パッケージ2025新規・拡充事項のポイント

文部科学省

喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題**に対応した**6つの対応策**を追加して整理。

3つの課題

上尾市は
待機児童
ゼロ！

①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（時期）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（学年）
- ・一部の自治体において特に発生（地域）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割(R5と同様)

6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。

上尾市は
補助金
フル活用

②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。

③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用の際に教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

7. 岡山市の事例

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備事例



岡山市

岡山市では、放課後児童クラブ担当部局と教育委員会が連携し、学校の理解を得て、余裕教室の活用や特別教室のタイムシェア（一時的な利用）など学校施設を有効活用した放課後児童クラブの整備を行っている。



特別教室のタイムシェアにより放課後児童クラブを実施している様子

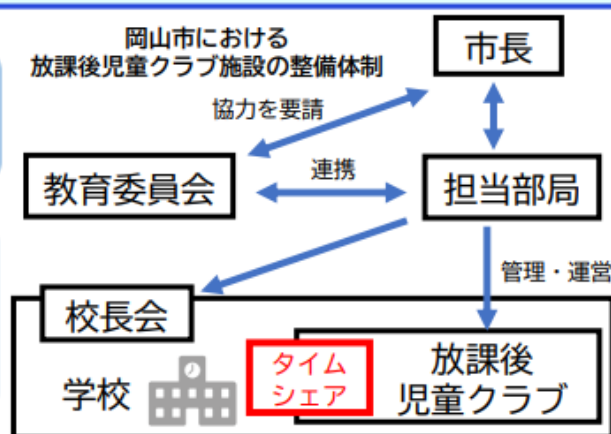
学校施設の円滑な活用を可能にする取組

取組の概要

放課後児童クラブのニーズが年々高まり、希望者が利用できない「待機児童」が増加。危機感を持った市長がリーダーシップを発揮し、待機児童対策を市の重要課題の1つと位置づけ、教育委員会に協力を要請。学校の図工室などの特別教室のタイムシェア等による放課後児童クラブの定員増を実現。今後も学校施設を活用することで待機児童の解消を目指す方針。

取組の要点

- ◆担当部局と教育委員会が日頃から連携を密にし、情報共有や連携体制を構築。
- 放課後児童対策についての現状や方策を市長に説明する際には、担当部局と教育委員会の担当者が同席。校長会への説明資料は事前に双方で調整。
- ◆学校の備品や児童の私物の管理、セキュリティ面などタイムシェア等を行う際の学校側の懸念事項を担当部局で聞き取り。
- - ・学校の物品や児童の私物の保管、安全管理に必要な備品の準備
 - ・レンタルエアコンの設置や光熱費の負担
 - ・学校活動に影響のない動線の確保
 - ・教室外への移動の際には放課後児童支援員が付き添う
 等の利用時のルールを学校と協議の上で設定。



成果

- ◆タイムシェア等により、専用施設の設置よりも迅速に受け入れ体制が整い、機動的な定員増を実現。
- ※R5.8～10の間に14クラブで231人の定員増。(うちタイムシェアは5クラブ)

課題

- ◆都度、物品を専用施設から持参することによる負担の増加や複数箇所の活動への対応が必要となるためスタッフの増員が必要。

8. 東京都目黒区・練馬区の事例

学校施設の一時利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例

※厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究報告書」及び各自治体の担当からの電話とアライнг等をもとに、文部科学省作成

東京都目黒区

放課後の時間帯の特別教室を 放課後児童クラブとして一時利用

- 放課後の時間帯の**特別教室（家庭科室等）を活用して、タイムシェア型の放課後児童クラブを開設。**
- 使用していない準備室などを活用して放課後児童クラブの専用区画を確保し、事務室として利用。専用区画が校舎内に確保できない場合には、校舎外に物置を建てるなどして確保。
- 放課後児童クラブで使用する備品等は、専用区画からワゴン等で運搬。
児童のランドセル置き場は可動式のロッカーを用意。
- 学校、教育委員会、子育て支援部において、**あらかじめ学校施設を利用するにあたっての確認事項（利用日程の確認方法や、利用のルール等）を協議し、確認文書を作成。**

可動式のランドセルロッカー



ロール畳

折脚テーブル

※ランチルームのタイムシェアの事例

東京都練馬区

放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、 施設利用に関する小学校の理解を促進

- 学校施設の活用にあたって責任体制の明確化を図るため、「ねりっこクラブ」（一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室）を実施するにあたり、**教育委員会と各小学校長との間で、学校施設の使用に関する協定を締結。**
- 協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする／小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化。
- 協定書では、**放課後児童クラブが放課後に使用するスペースや、子供の動線を図示して明確にする工夫**が行われている。

【協定書における図のイメージ】

※練馬区提供資料を参考に文部科学省において作成。図面は架空のもの。



学童保育所と放課後子供教室の一体的な運営 ～上尾市総合教育会議資料～

令和7年8月
こども未来部

9. 上尾市の学童保育所における退所時間の現状

学童保育所を17時までに帰宅する児童の割合（令和6年度実績）

単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	平均
17時までに帰宅	640	556	523	526	527	503	479	501	470	464	463	514
全体登所	2,026	2,048	2,010	1,922	1,791	1,926	1,870	1,804	1,682	1,712	1,687	1,862
割合	31.6%	27.1%	26.0%	27.4%	29.4%	26.1%	25.6%	27.8%	27.9%	27.1%	27.4%	27.6%

○平日利用実績の一日平均から算出

学童保育所における学年別児童数の割合（令和6年度実績）

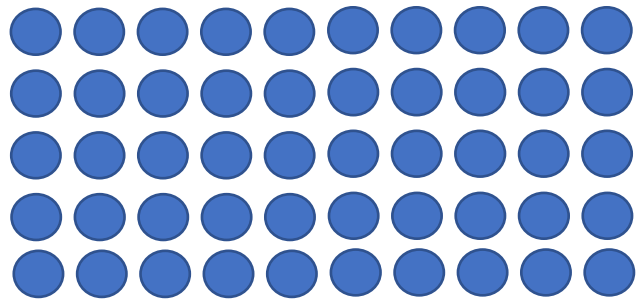
児童数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
①学童利用	683	646	582	421	232	126	2,690
②全児童	1,691	1,779	1,788	1,892	1,864	1,778	10,792
割合（①／②）	40.4%	36.3%	32.6%	22.3%	12.4%	7.1%	24.9%

10. 学童保育所と放課後子供教室を同時に実施するメリット

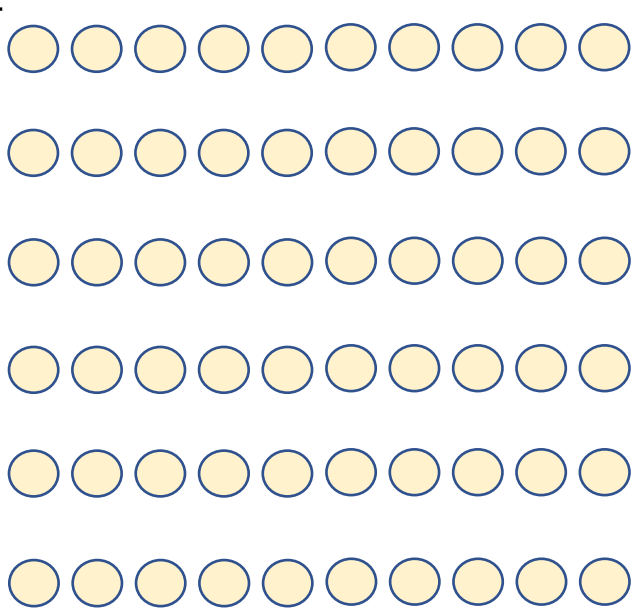
A 小学校

学童保育所【放課後～19時】(70m²)

50人通所 → 1.4m²/人



学童保育所に通所しない児童



15人が放課後
子供教室に通所



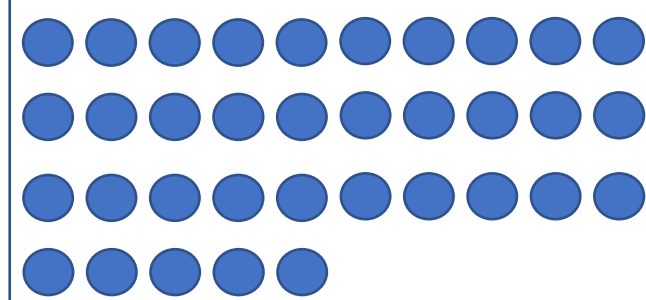
20人が新たに
放課後子供教室
に通所



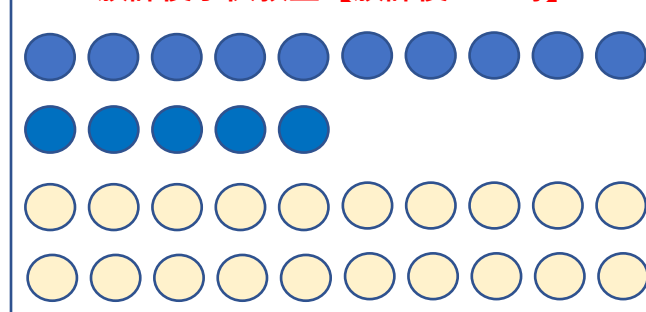
A 小学校

学童保育所【放課後～19時】(70m²)

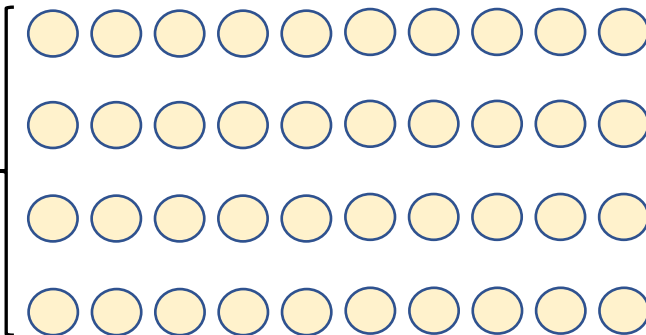
35人通所 → 2.0m²/人



放課後子供教室【放課後～17時】



学童保育所・放課後子供教室
に通所しない児童



面積(1.65m²)人数(40人)
要件クリア

1 1. 学童保育所と放課後子供教室の一体的な運営とは

17時まで

学童保育所【放課後～19時】

35人通所 → 2.0m²/人

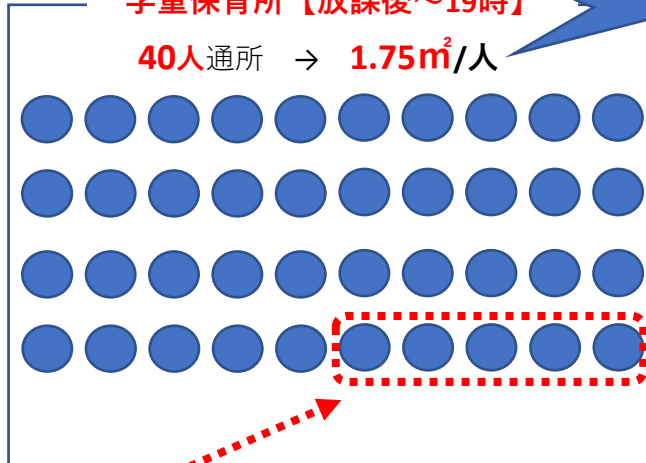


面積(1.65m²)人数(40人)
要件クリア

17時以降

学童保育所【放課後～19時】

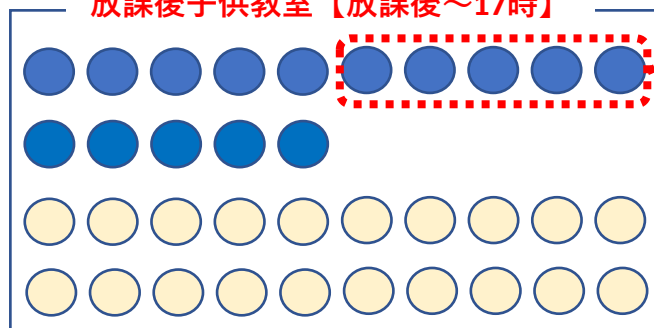
40人通所 → 1.75m²/人



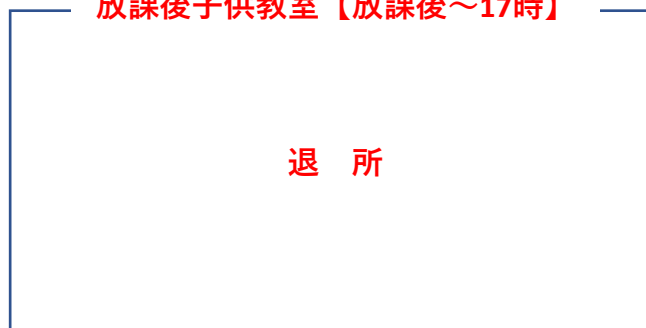
面積(1.65m²)人数(40人)
要件クリア

一体型 = 放課後子供教室終了後
5人が学童保育所に通所

放課後子供教室【放課後～17時】



放課後子供教室【放課後～17時】



12. 学童期のこどもの居場所の全体像イメージ

